

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：上富田町、上富田町議会、上富田町教育委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.6%
全職員	65.3%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	94.8%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	92.9%
26～30年	99.3%
21～25年	93.2%
16～20年	83.1%
11～15年	83.1%
6～10年	86.4%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、常勤職員の勤務時間より短い「パートタイム会計年度任用職員」であることから、常勤職員の勤務時間を１とし、実際の勤務時間に応じて職員数を換算しています。
- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は58.7%です。
- ・ 勤続年数36年以上の区分には女性の職員がいないため「—」記載としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。